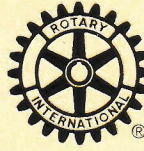


Rotary



連携協定書

国際ロータリー第2720地区大分中央ロータリークラブ(以下「甲」という。)と公益社団法人大分被害者支援センター(以下「乙」という。)は、甲の目的である奉仕の理想の実現と、乙の目的である犯罪被害者支援のために、甲と乙が連携・協力することに関し、本日以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

第1条 (目的)

本協定は、奉仕の理想を広げるとともに、犯罪被害者支援を図るために、甲と乙が連携・協力して、犯罪被害者及びその家族の負担軽減に寄与することを目的とする。

第2条 (連携・協力事項)

甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互の活動について連携し協力するものとする。

第3条 (有効期間)

この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年6月30日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲または乙のいずれかから更新をしない旨の申し入れがなされない場合には、更に1年間継続し、以後も同様とする。

第4条 (その他)

本協定に定めのない事項または本協定を実施するに当たって必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和4年6月12日

(甲) 国際ロータリー第2720地区 大分中央ロータリークラブ

会長

緒方 幸治

(乙) 公益社団法人大分被害者支援センター

理事長

千野 博之

(立会人) 国際ロータリー第2720地区

ガバナー

大森 克磨